

令和8年度(2026年度)「熊本県内一斉消費者トラブル相談の日」実施要領

1 目的

消費者被害の未然防止・拡大防止、多重債務問題の改善など、消費者が安心して暮らせる社会を実現するためには、いつでもどこでも消費生活相談が受けられる体制の整備と、地域の多様な主体との連携により消費者を守る取組の推進が重要である。

令和8年度(2026年度)の消費者月間には、全国各地で消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業が行われるところであり、本県においても、消費者月間事業の一環として「熊本県内一斉消費者トラブル相談の日」を実施し、県民への相談窓口の周知及び関係機関の連携の一層の強化を図る。

- 2 日 時 令和8年(2026年)5月29日(金)
 午前9時～午後5時(参加機関により異なる)

- 3 参加機関 各市町村消費生活センター・消費者行政担当課(以下「市町村」)
 熊本県警察本部生活安全部生活環境課(以下「県警」)
 熊本県消費生活センター(以下「県センター」)

〔専門相談機関〕

九州財務局

熊本県弁護士会

熊本県司法書士会

日本司法支援センター熊本地方事務所(法テラス熊本)

グリーンコープ生活協同組合くまもと

熊本クレ・サラ被害をなくす会

4 役割分担

(1)県センター

- ① 参加機関と連携し、実施について県ホームページ等により県民に周知を行う。
- ② 参加機関との連絡調整を行う。
- ③ 市町村からの相談等への対応を行う。
- ④ 通常業務としての消費生活相談業務を行う。
- ⑤ 終了後、県センターでの相談件数を取りまとめるとともに、市町村、県警及び専門相談機関からの情報提供をもとに相談受付件数を集計する。(必要に応じて報道機関へ情報提供する。)

(2)市町村

- ① 実施について市町村広報誌等で住民に周知を行う。
- ② それぞれの相談窓口で住民からの相談を受ける。なお、相談を受けるに当たり判断に迷う場合は、県センターに問い合わせて対応する。
- ③ 広域連携を行っている市町村で、当日相談員が不在の市町村においては、行政職員が対応可能な場合は対応し、相談員対応が不可欠の相談については、相談員のいる窓口を案内する。
- ④ 終了後、相談件数を県センターに情報提供する。

(3)県警

- ① 通常業務としての消費生活相談業務を行う。
- ② 終了後、相談件数を県センターに情報提供する。

(4)専門相談機関

- ① 通常業務として又は臨時的に無料相談窓口を開設、相談業務を行う。
- ② 終了後、相談件数を県センターに情報提供する。